

宍粟市老人福祉計画及び第7期宍粟市介護保険事業計画(案) に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名 宍粟市老人福祉計画及び第7期宍粟市介護保険事業計画(案)に関するパブリックコメントについて
2. 募集期間 平成29年12月18日(月)から平成30年1月16日(火)まで
3. 担当課 介護福祉課、一宮保健福祉課、波賀保健福祉課、千種保健福祉課
4. 募集の趣旨
宍粟市老人福祉計画及び第7期宍粟市介護保険事業計画(案)のパブリックコメント(意見募集)を実施し、市民意見を反映する。
5. 公表する資料
宍粟市老人福祉計画及び第7期宍粟市介護保険事業計画(案)【別添】
6. 閲覧場所及び閲覧時間
 - ①担当課の窓口、各市民局まちづくり推進課、三方町出張所
月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)午前8時30分～午後5時15分
 - ②市立図書館
火～日曜日(祝日及び12月28日～1月4日を除く)午前10時～午後5時30分
 - ③市ホームページ
募集期間最終日まで(終日)
7. 意見を提出できる人
 - ア. 市内に住所を有する者
 - イ. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ. 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ. 市内に存する学校に在学する者
 - オ. パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者
8. 意見を提出する様式
別紙「意見書」のとおり
9. 意見書の提出方法

| 提出方法 | 提出先 |
|-------|--|
| 直接提出 | 上記閲覧場所(市ホームページを除く)に提出 |
| 郵送 | 宛先 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15 宍粟市健康福祉部介護福祉課 |
| ファックス | 0790-63-3175 |
| 電子メール | kaigohoken-kkk@city.shiso.lg.jp |
10. 注意事項
 - ・意見を提出する際は、別紙「意見書」記載のとおり氏名等の記入は必須とする。
 - ・意見に対する個別回答はしない。
 - ・意見に対する市の考え方を公表する場合は、市のホームページ等に掲載する。
 - ・個人が特定できる情報は公開しない。